

## 社会福祉法人一仁会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一仁会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 役員等が理事会、評議員会若しくは評議員選任・解任委員会（以下「役員会等」という。）に出席したとき、監事が定款第三二条に規定する監査を行ったとき又は役員等が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行ったときは、別表1に定める報酬を支給する。なお、役員等が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、報酬のほか当該業務の遂行に要する交通費の実費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が同一日に複数の役員会等に出席した場合又は同一日に併せて法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、重複して報酬を支給しないものとする。

3 役員等のうち理事長については、第1項に規定する報酬のほか法人及び施設の運営に係る業務報酬として別表2に定める額を支給する。

(報酬等の支給時期等)

第4条 月額による報酬の支給時期、支給方法等については、別に定める給与規程第8条及び第8条の2の規定を準用する。

2 日額による報酬等は、役員会等に出席した都度又は業務に従事した都度、現金で支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が法人業務のために出張したときは、旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費の種類、金額、支給方法等については、別に定める旅費規程を準用する。ただし、日当の額は、8,000円と読み替えるものとする。

3 前項までに規定する旅費のほか、業務遂行にあたって必要な経費については、その実費を支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月27日から施行する。

別表1

役 職 名	報酬の額	
理事	日額	8,000円
監事	日額	8,000円
評議員	日額	8,000円
評議員選任・解任委員会委員	日額	8,000円

別表2

役 職 名	報酬の額	
理事長	月額	250,000円